



新潟県犯罪被害者等支援推進計画

令和3年7月



目次

第1章 計画の基本的事項 1

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 基本方針	2
4 計画の期間	2
5 意見の反映	2
6 実施状況の公表	2

第2章 犯罪被害者等の現状 3

1 県内における犯罪等の状況	3
2 犯罪被害者等が置かれている状況	8

第3章 施策推進の考え方 9

1 施策体系	9
2 推進体制	10

第4章 具体的な施策内容 12

施策の柱1 相談・支援等のための体制整備への取組 12

基本的施策1 相談及び情報の提供等(第13条関係)	12
基本的施策2 人材の育成(第21条関係)	16
基本的施策3 民間支援団体に対する支援(第22条関係)	18

施策の柱2 損害回復・経済的支援等への取組 20

基本的施策4 日常生活の支援及び配慮(第15条関係)	20
基本的施策5 居住の安定(第17条関係)	22
基本的施策6 雇用の安定(第18条関係)	24
基本的施策7 経済的負担の軽減(第19条関係)	25

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 28

基本的施策8 心身に受けた影響からの回復(第14条関係)	28
基本的施策9 安全の確保(第16条関係)	30

施策の柱4 理解増進・気運醸成への取組 32

基本的施策10 県民等の理解の増進(第20条関係)	32
基本的施策11 被害者支援を考える月間(第23条関係)	34
基本的施策12 表彰(第24条関係)	35

<資料編>

- 資料1 新潟県犯罪被害者等支援条例
- 資料2 新潟県被害者支援連絡協議会会則
- 資料3 新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議設置要綱
- 資料4 新潟県犯罪被害者等支援調整会議設置要綱
- 資料5 市町村における犯罪被害者等支援総合的対応窓口一覧
- 資料6 犯罪被害者等基本法

＜用語の定義等＞

○ 「県」とは

地方自治法（第1条の3第2項）に規定する普通地方公共団体として新潟県を規定したものとし、知事部局、公安委員会、教育委員会を含みます。

○ 「犯罪等」（条例第2条第1号）

犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。ここには、交通事故も含みます。

① 「犯罪」とは

刑法その他刑罰法令に触れる行為を意味します。

加害者の責任能力有無、犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別その他による限定をしません。

② 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは

「犯罪」には該当しませんが、「犯罪」に類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

例 ア 「ストーカー行為」には当たらないが、警告の対象となるような「つきまとい等」（ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条、第4条）

イ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条1項）

ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食

（児童虐待の防止等に関する法律第2条3号）

○ 「犯罪被害者等」（条例第2条第2号）

犯罪等により害を被った者やその家族、遺族をいいます。

○ 「二次的被害」（条例第2条第3号）

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解や配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の被害をいいます。

○ 「再被害」（条例第2条第4号）

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいいます。

○ 「犯罪被害者等支援」（条例第2条第5号）

犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害・再被害を含む。）の回復・軽減、犯罪被害者等の生活の再構築を図るほか、二次的被害・再被害の防止、犯罪被害者等への県民や事業者の理解を深める取組をいいます。

○ 「民間支援団体」（条例第2条第6号）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体^{（※）}等の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいいます。

（※）「犯罪被害者等早期援助団体」：各都道府県において、犯罪被害等の早期軽減や犯罪被害者等の生活の再構築を目的として設立された営利を目的としない法人で、犯罪被害者等支援を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」として指定しており、本県では「公益社団法人にいがた被害者支援センター」が指定を受けています。

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等は、当該犯罪等による「直接的な被害」とどまらず、被害に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や転職等による経済的負担、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担、他者の無理解や配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害等によるストレスや不快感などの「二次的被害」、さらには、再び同じ加害者から犯罪等の被害を受けるのではとの「再被害」への不安や恐怖など、様々な問題に苦しめられています。

このような問題を、犯罪被害者等が自らの力だけで解決することは極めて困難なことであり、地域社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、支えることが求められています。

県では、平成 17 年 7 月に犯罪防止を目的に制定した「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の中で「犯罪被害者等に対する支援」を規定し、この条例に基づき策定した「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」において、犯罪被害者等に対する支援に関する施策を定め推進してきました。

また、平成 23 年 3 月には、新潟県公安委員会において、公益社団法人にいがた被害者支援センターを「犯罪被害者等早期援助団体」に指定し、さらに、平成 28 年 12 月には、性暴力・性犯罪被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設（公益社団法人にいがた被害者支援センターに委託）するなど、本県における犯罪被害者等支援施策の充実に努めてきました。

しかしながら、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発し、本県においても、犯罪被害者支援の重要性がますます高まり、さらに、SNS 等による誹謗中傷や過剰な取材等の二次的被害など、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、「地域社会全体で被害者に寄り添い、被害者に十分配慮した対応」及び「様々な分野や関係機関が連携した、きめ細やかな被害者支援」をこれまで以上に強化していくことが、強く求められるようになりました。

そこで、県では、令和 2 年 12 月に、犯罪被害者等支援に関する県民理解の一層の推進を図り、総合的・計画的な支援施策を推進するため、犯罪被害者等支援における基本理念や県・県民・事業者・民間支援団体の責務、基本的施策等を定めた「新潟県犯罪被害者等支援条例」を新たに制定し、令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。

この条例に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、本県における犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方を明示し、具体的な施策内容を体系的に位置付け、犯罪被害者等支援を総合的・計画的に推進することを目的として、このたび、「新潟県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「基本法」という。）第 5 条（地方公共団体の責務）を踏まえた新潟県犯罪被害者等支援条例（令和 2 年 12 月 25 日新潟県条例第 48 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方や取り組むべき具体的施策内容等について定めるものです。

なお、この計画は、関連する他の計画（「新潟県総合計画」、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」等）との整合性を図った上で策定します。

3 基本方針

条例第 3 条の基本理念に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次の 3 つの「基本方針」により計画を推進します。

① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること。

② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況などの事情に応じ、支援が適切に行われること。

犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう、十分に配慮して支援が行われること。

③ 必要な支援の途切れることのない提供

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

4 計画の期間

条例第 9 条第 4 項に基づき、国の「第 4 次犯罪被害者等基本計画」の計画期間に合わせ、当該計画の期間を、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、また、計画期間内であっても、社会情勢等の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 意見の反映

計画の策定及び変更の際は、関係機関・団体等から犯罪被害者等の声を含め意見をいただくとともに、パブリックコメントを行い、広く県民に意見を求め、提出された意見及びその反映状況等を公表します。

6 実施状況の公表

計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、定期的に新潟県ホームページにおいて公表します。

第2章 犯罪被害者等の現状

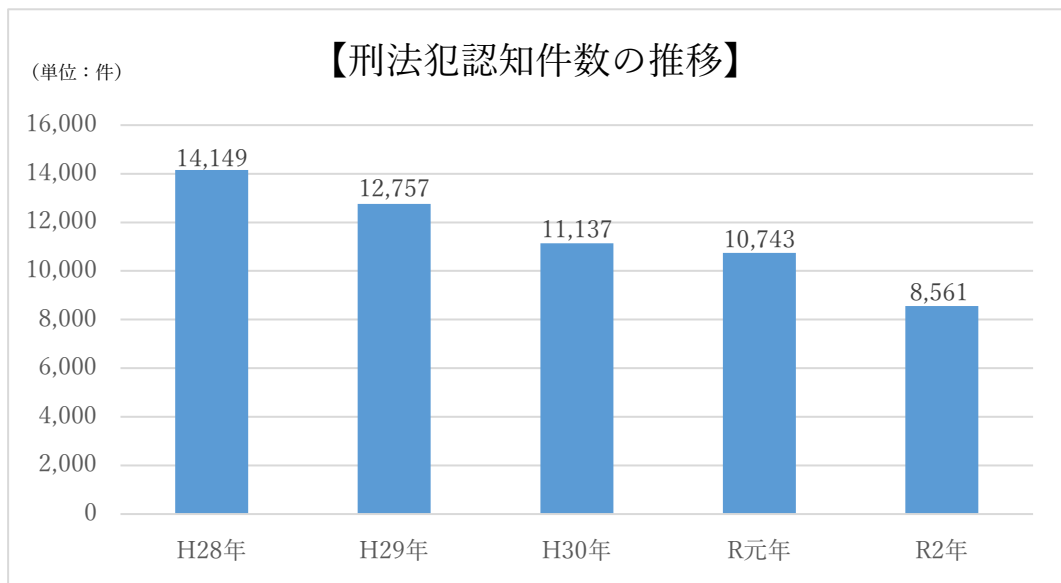
1 県内における犯罪等の状況

(1) 刑法犯

ア 刑法犯の認知件数

刑法犯認知数は、戦後最多を記録した平成14年の35,947件をピークに減少に転じ、令和2年まで18年連続で減少しています。特に令和2年は8,561件まで減少し、ピーク時の4分の1以下に減少しました。

罪種別では窃盗犯が最も多く、全ての年において約7割を占めています。ほとんどの罪種が5年前と比較すると認知件数は減少していますが、殺人・強盗等の凶悪犯だけが増加傾向にあります。



【包括罪種別の内訳】

罪種	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
凶悪犯	58	57	75	76	60
粗暴犯	1,025	985	950	903	789
窃盗犯	9,906	8,794	7,625	7,344	5,601
知能犯	673	639	560	475	540
風俗犯	147	107	97	133	92
その他	2,340	2,175	1,830	1,812	1,479
総数 (件)	14,149	12,757	11,137	10,743	8,561

資料：新潟県警察統計資料に基づき作成

【包括罪種の内訳罪名】

(※包括罪種とは、刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいいます。)

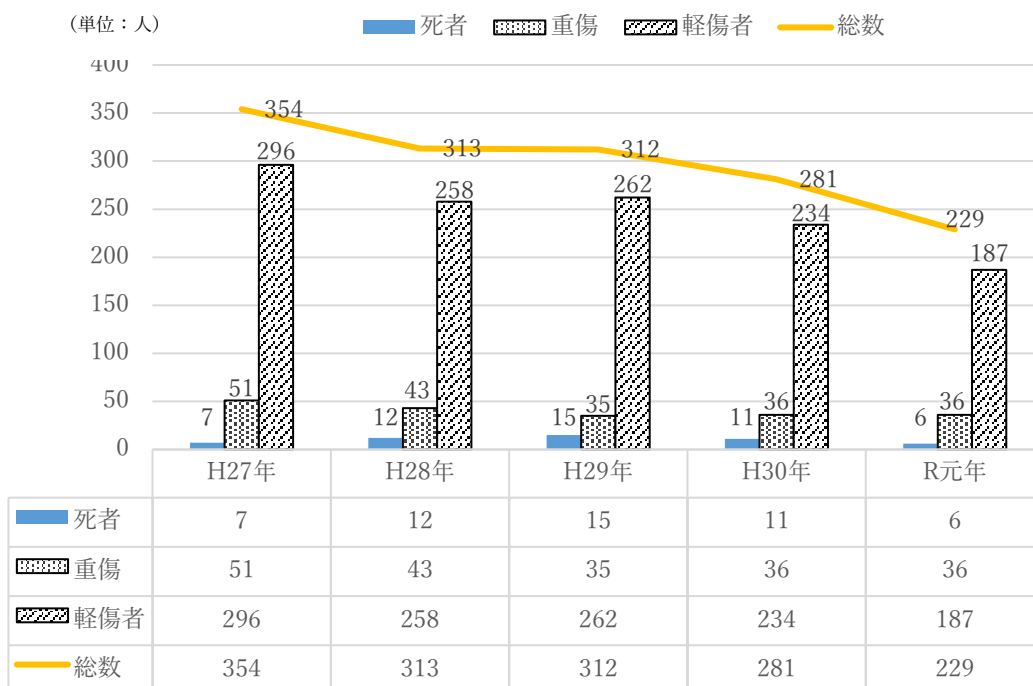
- 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交等
- 粗暴犯：凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- 窃盗犯：窃盗 ●知能犯：詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任
- 風俗：賭博、わいせつ ●その他の刑法犯：前記以外の罪種

イ 刑法犯による死者・負傷者数

刑法犯により軽傷を負われた方は減少していますが、重傷（全治1か月以上の傷害）を負われた方は5年前と比較すると減少しているものの、平成29年以降は横ばいとなっています。亡くなられた方については、10人前後で増減を繰り返しています。

また、罪種別では傷害・同致死が最も多く、全ての年で刑法犯による死者及び負傷者の約9割を占めています。

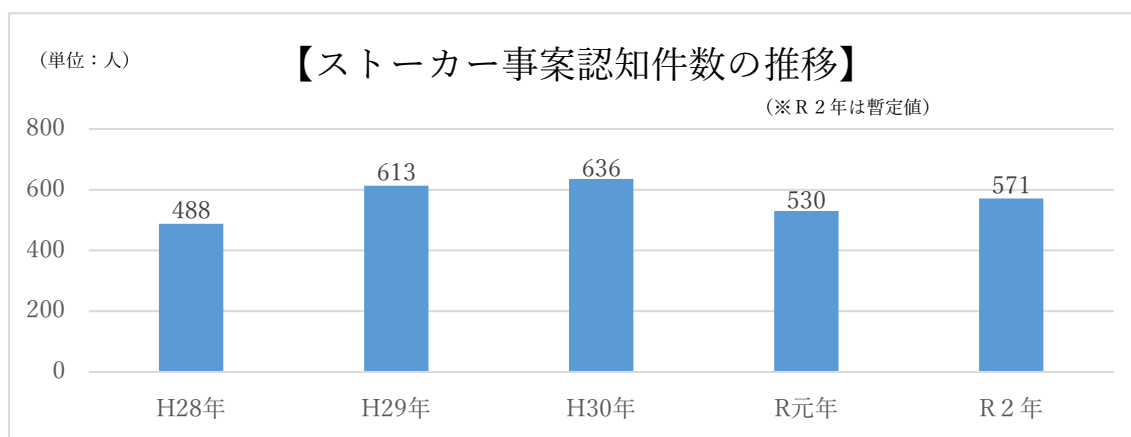
【刑法犯による死者・負傷者数の推移】



資料：新潟県警察統計資料に基づき作成

(2) ストーカー事案の認知件数 (※ストーカー事案の被害者から相談等を受理した件数)

ストーカー事案の認知件数については、平成18年から13年連続で増加し、令和元年に減少に転じましたが、引き続き高い水準で推移しています。

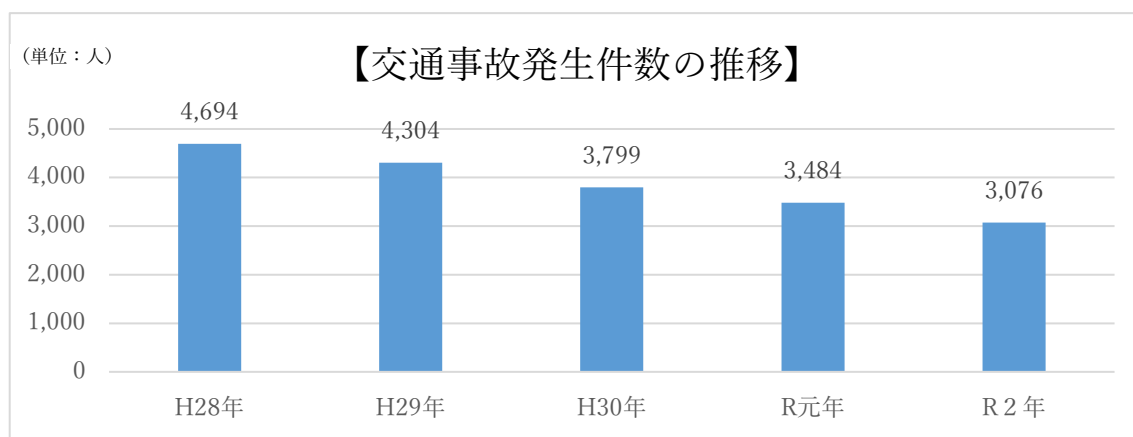


資料：新潟県警察統計資料に基づき作成

(3) 交通事故の発生件数

ア 発生件数

交通事故の発生件数は、平成 18 年以降 15 年連続で減少しています。

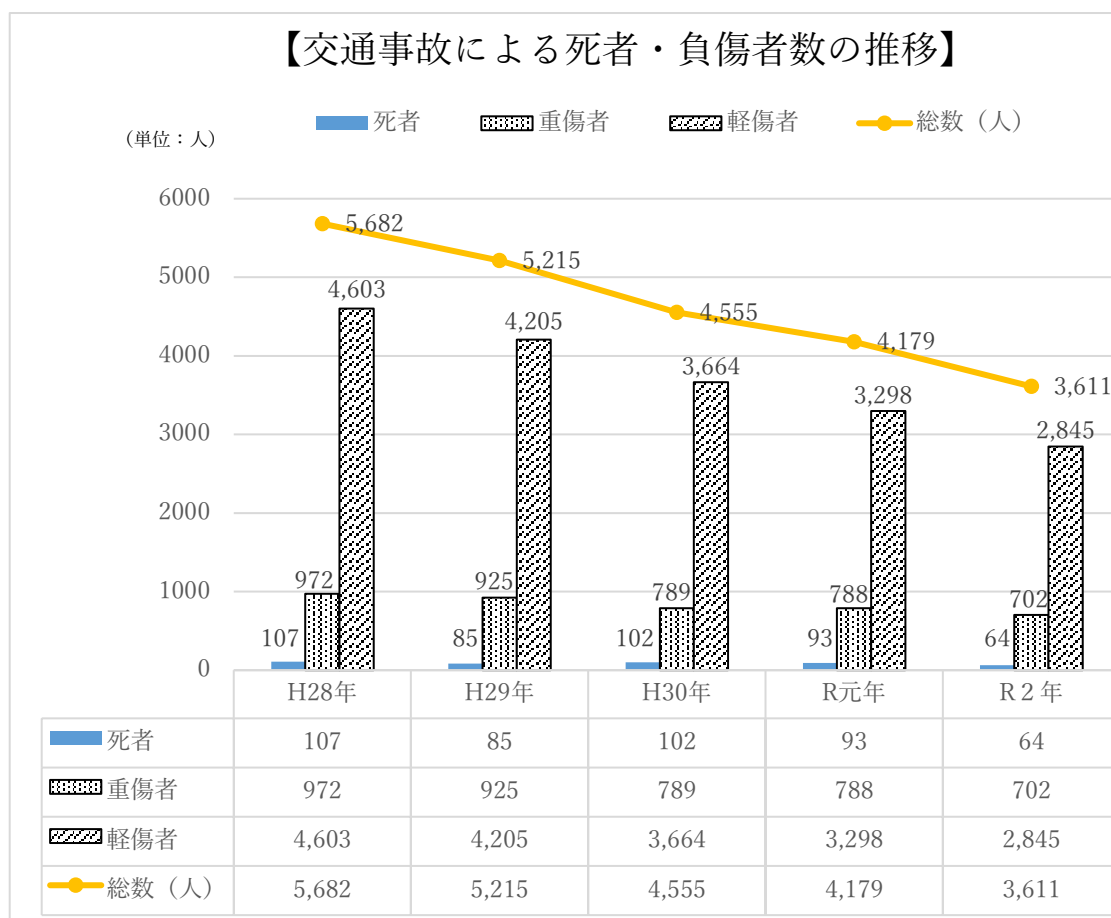


資料：新潟県警察統計資料に基づき作成

イ 交通事故による死者・負傷者数

交通事故により亡くなられた方とけがをされた方の総数は、けがをされた方の減少により年々減少しています。

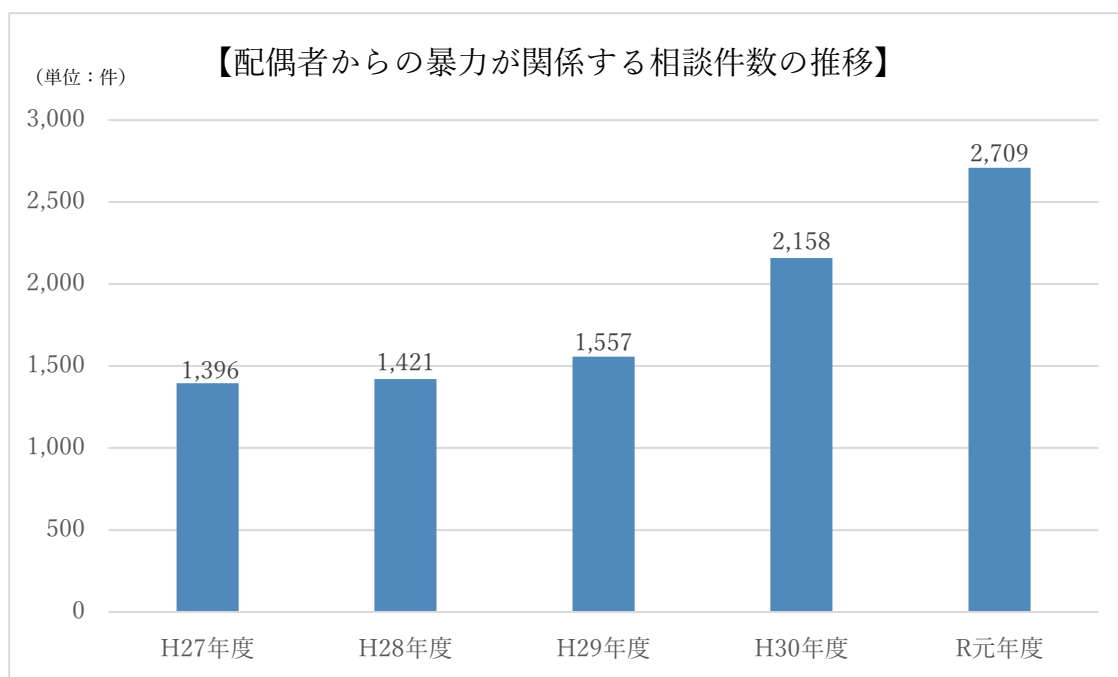
亡くなられた方については 100 人前後で増減を繰り返していましたが、令和 2 年は昭和 27 年以来 68 年ぶりに 70 人を下回りました。



資料：新潟県警察統計資料に基づき作成

(4) 配偶者からの暴力に関する相談件数

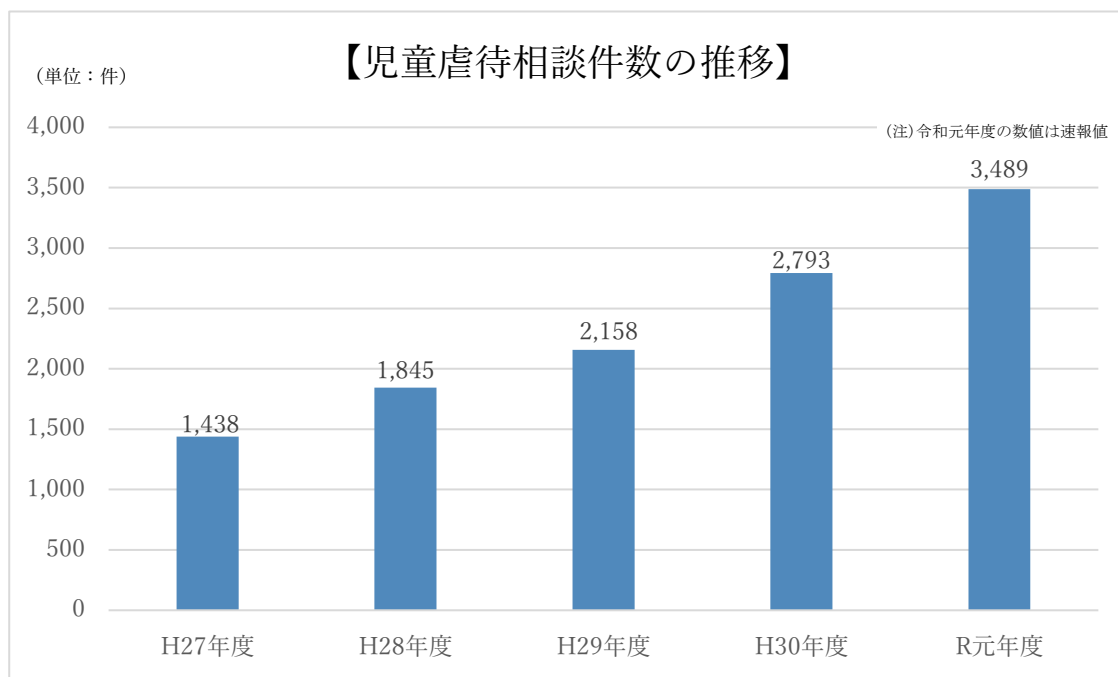
本県の配偶者暴力相談支援センターで受理した配偶者からの暴力が関係する相談件数は、年々増加しており、令和元年度は平成 27 年度と比べると約 2 倍にのぼっています。



資料：内閣府男女共同参画室統計資料に基づき作成

(5) 児童虐待の相談件数

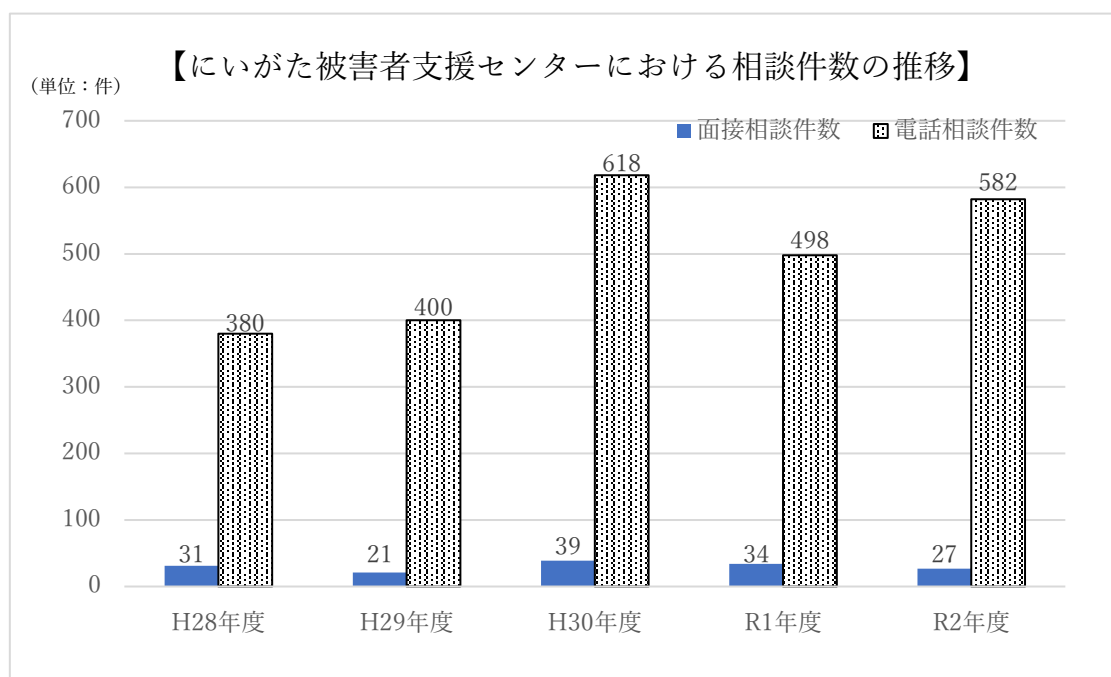
本県の児童相談所に対応した児童虐待の相談件数については、年々増加しており、平成 26 年から 6 年連続で過去最多を更新し、令和元年度は 3,489 件となっています。



資料：厚生労働省福祉行政報告に基づき作成

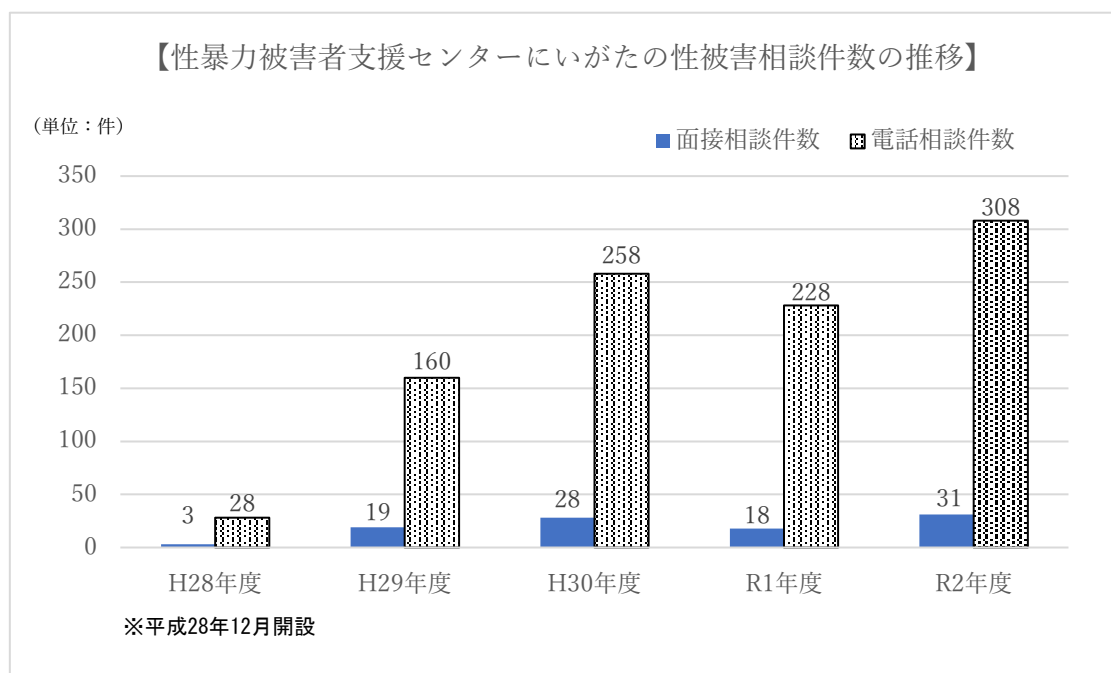
(6) 公益社団法人にいがた被害者支援センターにおける相談件数

にいがた被害者支援センターにおける電話相談件数は増加傾向にあり、5年前に比べ令和2年度は200件以上増加しています。面接相談は毎年30件前後で推移しています。



(7) 性暴力被害者支援センターにいがたにおける相談件数

性暴力被害者支援センターにいがたにおける令和2年度の電話相談・面接相談の件数は、どちらも開設以来最も多い件数となっており、特に電話相談件数は300件を超え、平成29年度からほぼ倍増しています。

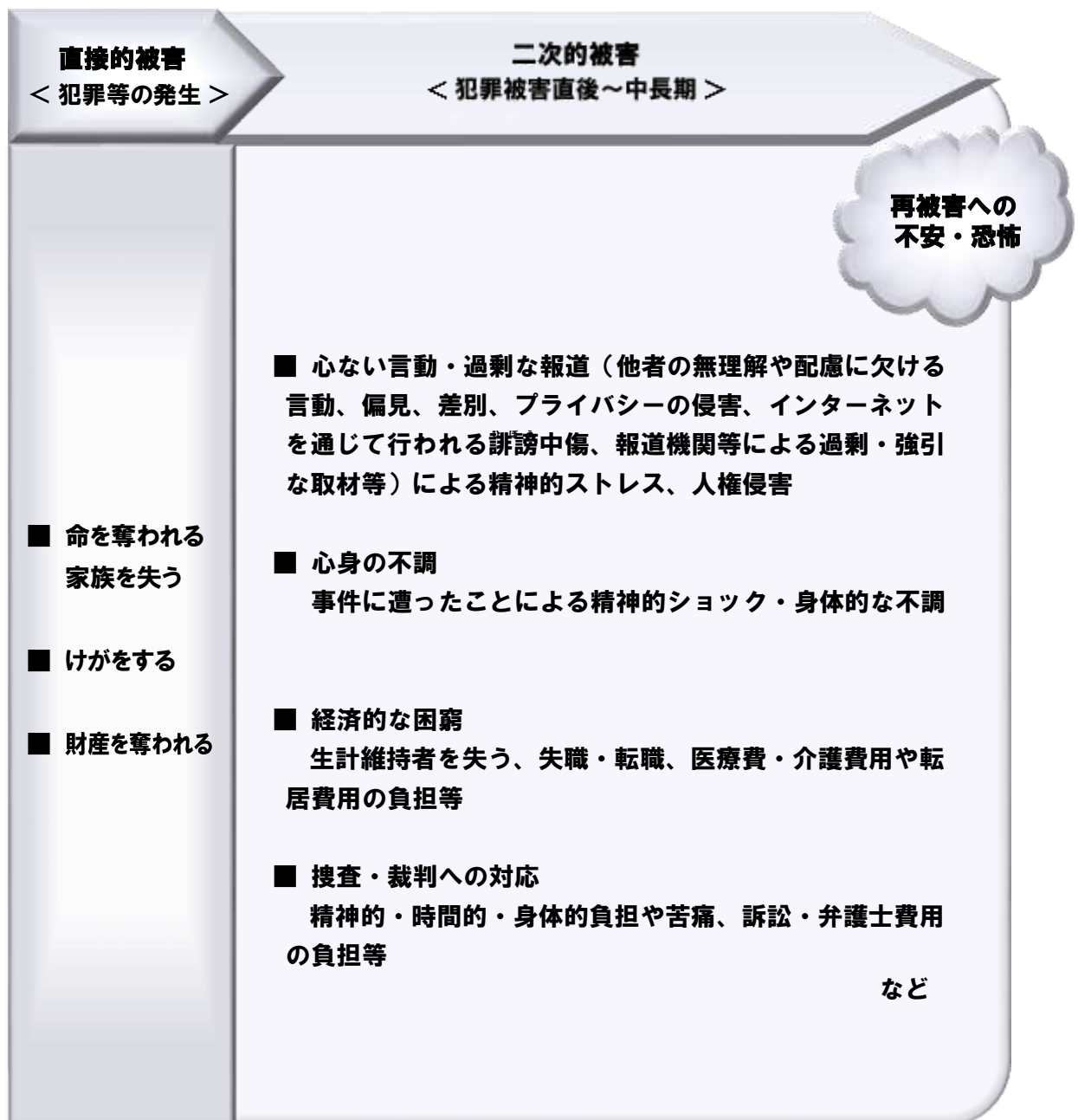


2 犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族は決して特別な人ではありません。

ある日突然、犯罪等の被害に遭い、その日を境に、これまで平穏だった生活は一変してしまいます。

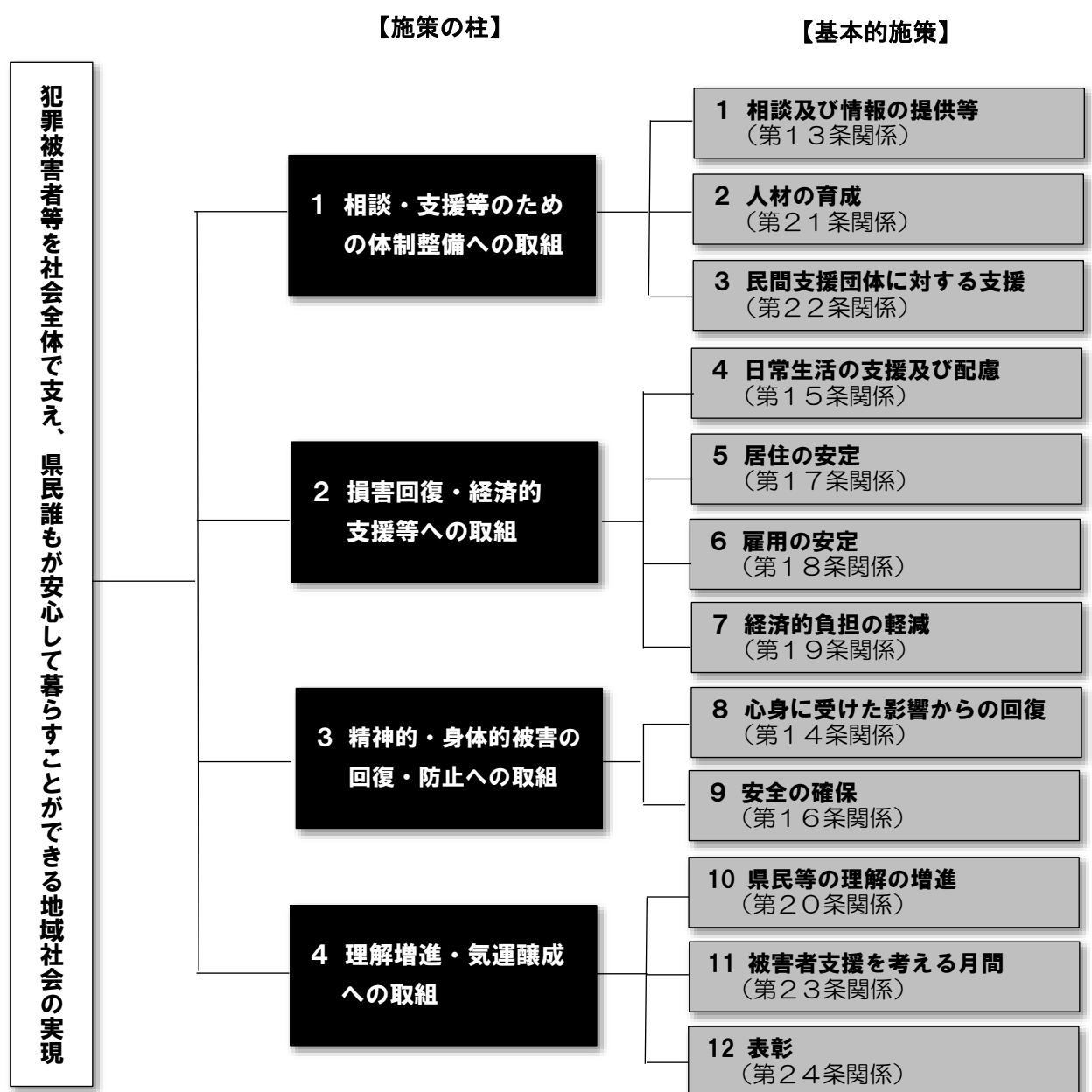
犯罪被害者等は、犯罪等による「直接的被害」だけにとどまらず、被害に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や転職等による経済的負担、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担、他者の無理解や配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害等によるストレスや不快感などの「二次的被害」に中・長期的に苦しみ、さらには、再び同じ加害者から犯罪等の被害を受けるのではとの「再被害」への不安や恐怖を抱きながらの生活を余儀なくされる場合も少なくありません。



第3章 施策推進の考え方

1 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重」「犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援」「必要な支援の途切れることのない提供」の基本方針に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、条例（第2章第13条～第24条）において定めた「基本的施策」を、取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進します。



2 推進体制

計画の推進にあたっては、広範多岐に渡る犯罪被害者等のニーズを踏まえ、庁内の関係部局、市町村、民間支援団体、その他の関係機関・団体など多様な主体との連携・協力を図りながら、施策を推進していく必要があります。

(1) 庁内における連携・協力

「新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議」を立ち上げ、庁内の関係部局における犯罪被害者等支援に資する施策及び取組状況を定期的に取りまとめ、その結果について情報共有を図るほか、連携した取組を行うなど、庁内における連携・協力を一層強化し、犯罪被害者等の施策を推進します。

(2) 市町村との連携・協力

犯罪被害者等にとって、最も身近な行政機関である市町村との連携・協力は不可欠であり、県内の犯罪被害者等支援施策を推進するにあたり、県と市町村は「車の両輪」とも言えることから、市町村担当課長会議等を活用した情報共有や意見交換等を積極的に行うほか、各種施策の実施に向けた働きかけや助言等の支援を行い、その取組を後押しするなど、市町村と緊密な連携・協力を図り、犯罪被害者等の施策を推進します。

(3) 関係機関・団体等との連携・協力

県域を対象に設置されている「新潟県被害者支援連絡協議会（※₁）」や、各警察署単位で設置されている「警察署単位被害者支援連絡協議会」を通じ、国関係機関、犯罪被害者等支援団体、事業者団体などの様々な関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等の施策を推進します。

特に、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に中心となって取り組む、県民生活・環境部、警察本部、にいがた被害者支援センターにおける連携・協力をより一層強化するため、定期的に「新潟県犯罪被害者等支援調整会議」を開き、事例や施策、広報・啓発等に関する検討や情報共有を図ります。

※ 犯罪等により死傷者が多数に上るなどの重大な事案が発生した際の対応

犯罪等により死傷者が多数に上るなどの重大な事案が発生した際には、庁内推進会議の構成員間で緊密な連携を図り、必要な支援を行うため、迅速・適切な対応に努めます。

また、警察では、発生地を管轄する所属の指定被害者支援要員（※₂）だけでは被害者支援活動が十分にできないおそれがある死傷者多数事案等の重大事案が発生した場合には、周辺所属等の指定被害者支援要員を招集するなど、指定被害者支援要員を効果的に運用し、組織的・総合的な支援活動を行います。

さらに、新潟県被害者支援連絡協議会や警察署単位被害者支援連絡協議会において、死傷者多数事案等を想定した実践的なシミュレーション等の実施等を通じ、平素から具体的な事案への対応を踏まえた情報共有を図るとともに、死傷者多数事案等の重大事案発生時において、関係機関・団体等が連携・協力して総合的かつ迅速な支援活動が実施できるよう、協議会における連携強化を図ります。

* 1 「被害者支援連絡協議会」とは

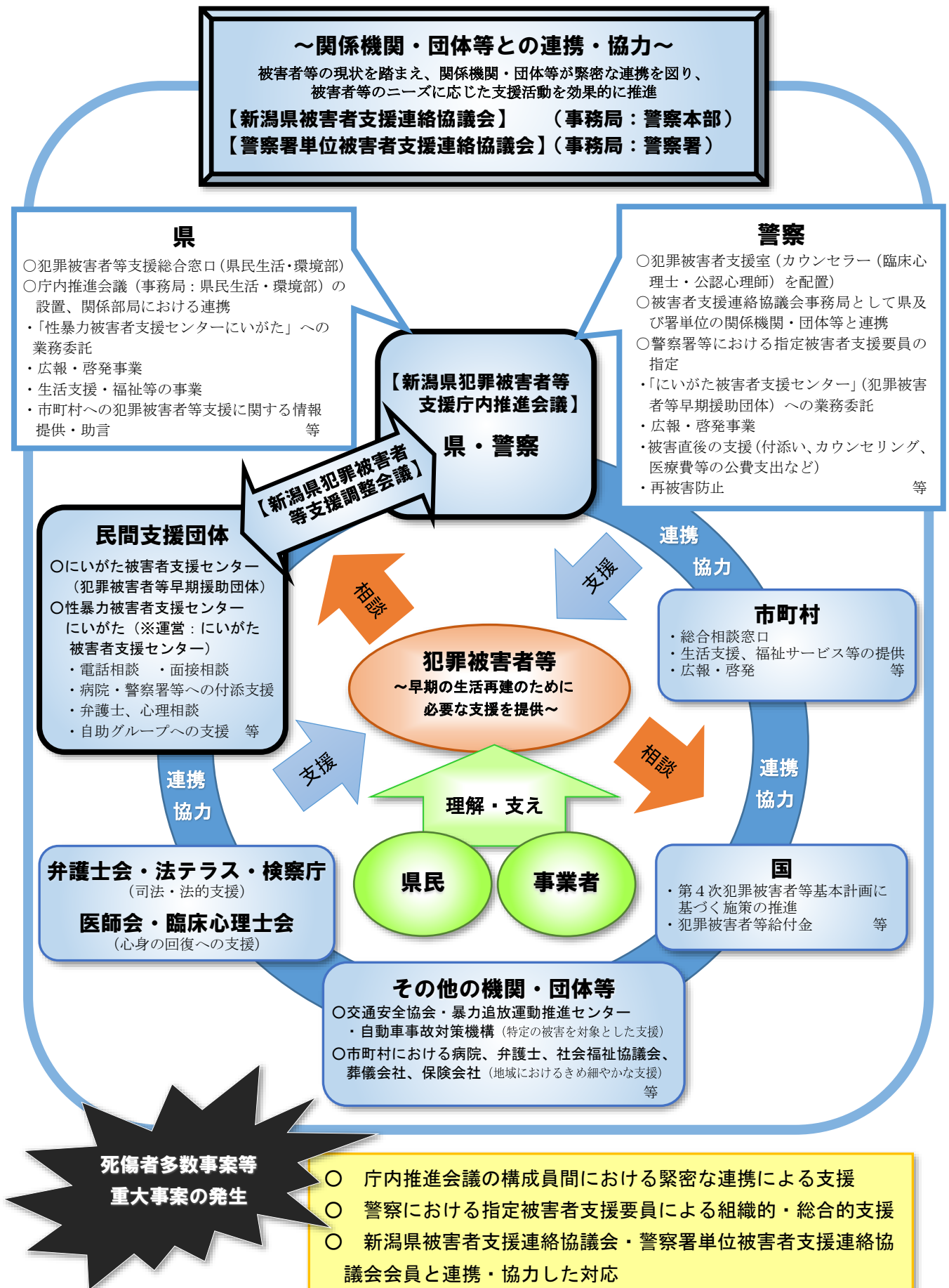
広範多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対し、総合的な支援を行うため、司法、行政、医療等の被害者支援に関する機関・団体等により組織された協議会をいいます。

県域では、平成10年7月に「新潟県被害者支援連絡協議会」が設立され、令和3年4月現在の構成員数は40、警察署単位被害者支援連絡協議会は、令和3年4月現在24協議会が活動しています。

* 2 「指定被害者支援要員」とは

警察では、各警察署や高速道路交通警察隊、鉄道警察隊において、身体犯や交通事故事件の被害者やそのご家族・ご遺族の支援を行う「指定被害者支援要員」を指定し、自所属で発生した事件・事故の被害者等の支援を行っています。

(4) 推進体制イメージ



第4章 具体的な施策内容

施策の柱1 相談・支援等のための体制整備への取組

基本的施策1 相談及び情報の提供等（第13条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、突然の被害に戸惑い、困惑し、精神的ショックを抱えながら、被害直後から警察や行政機関等で様々な手続に負われ、治療費や葬儀費用等の経済的負担を強いられ、さらには、裁判への対応を余儀なくされたり、他者の心ない言葉に傷つくなど、これまで体験したことのない様々な困難に直面します。これらの問題を、被害者自らの力だけで解決することは難しく、速やかな支援が不可欠であり、また、時間の経過とともに求められる支援内容も変化していきます。

このような状況にある犯罪被害者等が、必要な支援を途切れなく受けることができるよう、犯罪被害者等の置かれている実情に応じた相談対応や情報提供等を行う必要があります。

<施策の方向>

犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、生活の再構築を図るため、直面する様々な問題に対し適切に相談を受けることができるよう、国、市町村、民間支援団体等と連携し、相談体制の充実を図るほか、犯罪被害者等が必要とする情報の提供や助言、専門的な知識や技能を有するものの紹介など、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆総合的な相談対応等に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
1	犯罪被害者等に対する総合的な支援	犯罪被害者等の相談に総合的に対応するため、県民生活・環境部では「犯罪被害者等支援総合窓口」設置し、支援のニーズや抱える問題を的確に把握し、必要な支援や情報の提供を行うほか、適切な支援に繋げるため、関係機関・団体等への連絡・調整を行います。 警察本部では、「犯罪被害者支援室」が関係機関・団体等との連携・調整を行うとともに、各警察署と連携して直接的な支援を行います。	県民生活・環境部 警察本部
2	市町村における総合的対応窓口の周知等	市町村における犯罪被害者等支援が充実するよう、施策の策定や実施に必要な情報を提供するほか、市町村職員等への研修啓発を実施し、職員の育成及び意識の向上に努めます。併せて、犯罪被害者等がスムーズに必要な支援につながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知を図ります。また、県、市町村が関係機関・団体等と連携・協力して被害者等に対応できるよう努めます。	県民生活・環境部
3	被害回復等のための援助に関する情報の提供	被害者等が、弁護士等の専門的知識・技能を有する者の援助を適切に受けることができるよう、「弁護士紹介制度」、「法律援助制度」、「民事法律扶助制度」等の情報の提供に努めます。	県民生活・環境部 警察本部
4	人権に関する相談窓口等の周知	新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づき、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努めます。	福祉保健部
5	被害者向けの支援ノートの作成・配布	犯罪被害者等が警察、行政とのやりとり等を記録し、必要とする支援を円滑に受け、今後の見通しについて展望を持てるようにするためのノートを作成・配布します。	県民生活・環境部

◆主に身体犯又は交通事故事件に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
6	犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援	民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター)	警察本部
7	指定被害者支援要員による支援	身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、指定被害者支援要員として指定を受けた警察官が付添い、要望や心配事の聴取、被害者のニーズに応じた各種支援制度の説明、関係機関等の紹介などの支援活動を行います。	警察本部
8	被害者の手引の作成配付	身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、刑事手続や損害回復や経済的支援等の制度、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等をまとめたパンフレット「被害者の手引」を充実させ、早期に配布します。また、外国語版を含め手引の内容の充実・見直しを図ります。	警察本部
9	死傷者多数事案発生時における支援	死傷者が多数に及ぶ事案が発生し、管轄所属の指定被害者支援要員だけでは被害者等支援活動が十分にできないおそれがあるときに、指定被害者支援要員を効果的に運用し、組織的・総合的な支援活動を行います。	警察本部
10	交通事故に関する相談対応	県庁内に「交通事故相談所」を設置し、また、長岡と上越の各地域振興局を巡回し、交通事故に関する相談対応を行います。	県民生活・環境部
11	交通事故被害者への支援	交通事故被害者への支援を推進するため、交通事故に関する相談対応や関係機関・団体との連携・情報提供等を行います。 (実施主体：公益社団法人新潟県交通安全協会)	警察本部
12	捜査情報の適切な提供	被害者連絡制度により、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、捜査状況等を連絡し、被害者の要望やニーズに沿った情報提供等を行うことにより、被害者の二次的被害や精神的負担軽減を図ります。	警察本部
13	犯罪被害者等への訪問・連絡活動	犯罪被害者等の要望に基づき地域警察官が住居地を訪問し、被害回復や被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取します。	警察本部
14	再被害防止に向けた保護対策	犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することを目的に、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護措置を講じます。	警察本部

◆子どもや女性、配偶者等に対する被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
15	児童虐待に関する相談及び一時保護	児童虐待に係る相談業務（市町村への情報提供・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）及び被虐待児の一時保護を行います。	福祉保健部
16	被害少年の保護対策	県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンター、少年課にいじめ対策係を設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。	警察本部
17	スクールカウンセラー制度の運用	児童生徒等の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒や保護者も含め、児童生徒や保護者、教職員に対する心のケアや相談への助言・支援を行います。	教育庁
18	スクールソーシャルワーカー制度の運用	児童生徒の犯罪等の被害を含めた問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、相談への指導・助言や家庭及び児童相談所、医療・福祉・警察等関係機関との連携等を行います。	教育庁

19	いじめ等の相談に関する解決に向けた支援	児童生徒や保護者からのいじめ等に関する相談（電話、メール、SNS）に対して、相談者や学校への指導・助言、適切な関係機関の紹介等により、悩み等の解決・解消に向けた支援を行います。	教育庁
20	不登校児童に対する支援	犯罪等の被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的支援を行います。	教育庁
21	女性福祉相談所における相談及び一時保護	夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じます。 また、相談所内に設置される一時保護所で、要保護女子及び暴力被害者を一時保護します。	福祉保健部
22	ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出し等の支援・保護対策を行います。	警察本部
23	男女平等社会の形成を阻害する行為に関する相談対応	「男女平等推進相談室」を設置し、専門の相談員が、性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力等に関する相談に応じます。	県民生活・環境部

◆高齢者、障害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
24	高齢者虐待防止に向けた取組	高齢者虐待防止・対応及び権利擁護の円滑な実施を支援するため、市町村の取組（専門職員等による高齢者虐待に関する相談対応、高齢者の保護や養護者との分離、財産上の不当取引による被害防止等）への助言や情報提供の他、養介護施設従事者等向けの研修や関係機関との連携協力体制の整備を行います。	福祉保健部
25	障害者虐待防止に向けた取組	障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ります。	福祉保健部

◆性被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
26	性暴力・性犯罪被害者への支援	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	県民生活・環境部
27	性犯罪被害者等への支援	性犯罪捜査及び被害者支援に適性を有する警察官を「性犯罪指定捜査員」と指定し、性犯罪被害者から事情聴取等を適切に行うことにより、性犯罪被害の潜在化の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携・調整を行います。	警察本部
28	性犯罪被害に関する相談対応	全国共通電話番号（＃8103／ハートさん）により、性犯罪被害に関する電話相談を受けます。また、フリーダイヤルにより、相談者の経済的負担の軽減を図ります。	警察本部
29	妊娠電話相談窓口	平日日中は保健所において相談に対応しているほか、夜間の相談窓口として「にいがた妊娠テレフォン～揺れるあなたへ～」を開設しており、緊急避妊の方法等に関する情報提供も行います。	福祉保健部

◆暴力団等からの被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
30	暴力団犯罪被害者への支援	暴力団員による不当行為の防止と被害救済を図るため、暴力団員に関する相談対応及び弁護士相談費用の助成等の被害者救済を行います。（実施主体：新潟県暴力追放運動推進センター）	警察本部
31	暴力団等からの保護対策	暴力団等からの危害の未然防止を図り、保護対象者の安全を確保するため、身辺警戒員による保護対策やパトロールを実施するほか、必要に応じて携帯型緊急通報装置の貸出しを行います。	警察本部

◆心身の被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
32	自殺予防対策（こころの相談）	自殺予防に関する専用相談電話（新潟県こころの相談ダイヤル）等により、こころの悩みに関する相談対応や助言、専門機関の紹介等を行います。	福祉保健部
33	医療機能情報の提供	犯罪被害者等を含めた医療機関を受診する方が、医療の選択を適切に行えるように、病院や診療所、歯科診療所等の医療機能情報（病院名・所在地・診療科目等）を、県ホームページ内の「にいがた医療情報ネット」で公表します。 また、医療情報ネットにおいて、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関の検索が可能なことから、医療情報ネットの周知を図ります。	福祉保健部
34	高次脳機能障害者への支援	犯罪被害者等を含め、高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害に関する相談の対応、家族教室の開催、関係職員研修、理解を広げるための普及啓発を行います。	福祉保健部

◆ひとり親家庭に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
35	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	経済的・精神的に厳しい状況にあり、個々人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。	福祉保健部
36	ひとり親家庭等の就業等に向けた支援	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、専門の相談員による就労支援及び相談、情報提供等による養育費取得支援を行います。	福祉保健部

◆雇用に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
37	個別労働関係紛争の解決促進に向けた取組	個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、新潟、長岡、上越の各労働相談所において、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供等を行います。	産業労働部
38	若年者の就労に向けた支援	県、ハローワークが一体となって、情報提供や職業能力開発からキャリアコンサルティング、職業紹介など総合的な就職支援を行う若年者ワンストップサービスセンター「若者しごと館」を設置し、犯罪等の被害に遭った若年者を含め若年者の就職を支援します。	産業労働部
39	若年者の就労に向けた情報提供	若者の就業・就職を応援する県内企業（ジョブカフェカンパニー）の情報をウェブサイトにて公開し、若年者の県内就職による定住促進を図ります。	産業労働部

◆その他

No.	施策名	施策の概要	所管
40	私立専門学校生への支援	経済的理由により修学が困難な私立専修学校生に対して、経済的支援（授業料の一部を支援）及び修学支援（就学支援アドバイザーを学校へ派遣し個別相談等を実施）を行います。	総務管理部
41	消費者被害に関する相談対応	消費生活センターにおいて、契約トラブルや悪質商法等の消費者被害に関する相談対応や苦情処理のためのあっせん等を行います。	県民生活・環境部

基本的施策2 人材の育成（第21条関係）

<現状と課題>

犯罪等の被害に遭われた方は、被害の状況や置かれている立場がそれぞれ異なることから、必要とされる支援は多岐に渡ります。また、無理解や配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に二次的被害を生じさせることがないように、十分な配慮のもとで支援を行う必要があります。

そのため、県や市町村、関係機関・団体等において支援に関わる全ての人々が、広く犯罪被害者等に必要な知識を身につけ、犯罪被害者等が直面する様々な問題に適切に対応できるよう、犯罪被害者等支援に携わる人材の育成が求められています。

<施策の方向>

県や市町村、関係機関・団体等において犯罪被害者等に関わる職員に対し、それぞれの業務に適した研修を行うほか、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、職員全体の犯罪被害者等支援に関する理解が促進するよう、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆総合的な支援対応に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
42	県や市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした研修等の実施	県や市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした犯罪被害者等による講演会などの開催や、市町村、関係機関・団体等の開催する研修等に講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止に関する理解の増進を図ります。	県民生活・環境部 警察本部
43 (2)	市町村における総合的対応窓口の周知等〔再掲〕	市町村における犯罪被害者等支援が充実するよう、施策の策定や実施に必要な情報を提供するほか、市町村職員等への研修啓発を実施し、職員の育成及び意識の向上に努めます。併せて、犯罪被害者等がスムーズに必要な支援につながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知を図ります。また、県、市町村が関係機関・団体等と連携・協力して被害者等に対応できるよう努めます。	県民生活・環境部
44	支援従事者向け手引の作成・配布	犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した手引を作成し、市町村や関係機関等へ配布し周知を図り、連携の強化及び支援の充実に努めます。	県民生活・環境部
45	代理受傷防止のための取組	犯罪被害者等支援に従事する者は、誰もが悲惨な事件・事故を間近に見ることや、犯罪被害者等の感情を受け止めることにより、負荷がかかり心身に不調が出る（代理受傷）可能性があることから、各種研修において、日頃からの心構え、代理受傷の主な症状や症状解消のための工夫などの教養を行い、代理受傷の防止に取り組みます。	県民生活・環境部 警察本部

◆主に身体犯又は交通事故事件に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
46 (6)	犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター）	警察本部

47	民間支援団体の人材育成に関する支援	民間支援団体の支援員に対する研修会などに、講師として職員を派遣し、支援員及び犯罪被害者等支援全般を管理する役割を果たすコーディネーターの育成に関する支援を行います。	県民生活・環境部 警察本部
48	警察職員に対する教養の実施	犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教養、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教養、犯罪被害遺族等による講演、各警察署に対する巡回教養、民間支援団体との連携要領、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、二次的被害の防止を図ります。	警察本部

◆性被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
49 (26)	性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	県民生活・環境部

◆心身の被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
50 (34)	高次脳機能障害者への支援〔再掲〕	犯罪被害者等を含め、高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害に関する相談の対応、家族教室の開催、関係職員研修、理解を広げるための普及啓発を行います。	福祉保健部

◆児童・高齢者・障害者虐待、DV被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
51	児童虐待事案における関係機関による連携	児童虐待事案の情報共有や連携を図り、再被害の防止に努めるほか、相互の職員や学校関係機関等を含めた合同訓練・研修を実施し、児童虐待事案への対応能力向上を図ります。	福祉保健部 警察本部
52 (24)	高齢者虐待防止に向けた取組〔再掲〕	高齢者虐待防止・対応及び権利擁護の円滑な実施を支援するため、市町村の取組（専門職員等による高齢者虐待に関する相談対応、高齢者の保護や養護者との分離、財産上の不当取引による被害防止等）への助言や情報提供の他、養介護施設従事者等向けの研修や関係機関との連携協力体制の整備を行います。	福祉保健部
53 (25)	障害者虐待防止に向けた取組〔再掲〕	障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を行います。	福祉保健部
54	DV被害者の支援体制の強化	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係者資質向上事業（配偶者暴力防止連絡会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。	福祉保健部

基本的施策3 民間支援団体に対する支援（第22条関係）

<現状と課題>

本県では、民間支援団体「公益社団法人にいがた被害者支援センター」が、県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」として県公安委員会から指定を受け、併せて、「性暴力被害者支援センターにいがた」の運営を県から受託し、被害者支援にあたっています。民間支援団体では、専門の研修を受けた相談員により、被害者それぞれの実情に即した柔軟できめ細やかな支援が継続的に行われるなど、本県の被害者支援を推進する上で重要な役割を果たしています。

一方で、こうした民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えず、また、その運営は、行政等からの委託料のほか、賛助会費や寄附金で賄われ、ボランティアにより支えられており、財政基盤の強化や人材の確保・育成が課題となっています。

<施策の方向>

民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、相談員の確保・育成のための研修等を行うほか、安定した財政基盤の確立に向けた支援を行うとともに、民間支援団体の活動に関して広く周知を図るなど、必要な情報の提供や助言、協力等の施策を推進します。

<具体的施策>

◆体制整備に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
55 (6) (46)	犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター）	警察本部
56 (26) (49)	性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	県民生活・環境部
57 (47)	民間支援団体の人材育成に関する支援〔再掲〕	民間支援団体の支援員に対する研修会などに、講師として職員を派遣し、支援員及び犯罪被害者等支援全般を管理する役割を果たすコーディネーターの育成に関する支援を行います。	県民生活・環境部 警察本部
58	犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	警務課において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体（公益社団法人にいがた被害者支援センター）に対し改善命令をはじめとする指導を行います。	警察本部
59	民間支援団体の安定した財政基盤確立への支援	民間支援団体が安定した財政基盤のもとで充実した活動ができるよう、民間支援団体における自主財源確保に向けた取組に対する支援を行います。	県民生活・環境部 警察本部

◆連携・協力に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
60	早期援助団体に対する被害者等情報の提供	警察から犯罪被害者等早期援助団体へ被害者等に関する情報を提供することにより、被害者が必要とする支援への速やかな対応や、被害状況を繰り返し説明することによる被害者の精神的負担軽減を図ります。	警察本部

61	民間支援団体との連携・協力の促進	民間支援団体との一層の連携を図るとともに、民間支援団体の支援が充実されるよう、情報の提供や助言を行います。	県民生活・環境部 警察本部
----	------------------	---	------------------

◆周知促進に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
62	民間支援団体の活動への支援	民間支援団体が開催する講演会等について、その意義や趣旨に賛同できるものあつては、各種媒体を活用し広報するなどして、民間支援団体の活動を支援します。 さらに、市町村や関係機関・団体等に対し、民間支援団体との連携・協力を働きかけ、県内における途切れることのない支援を促進します。	県民生活・環境部 警察本部
63	理解促進に向けた広報啓発の実施	犯罪被害者等の現状や、被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動について周知等を図るため、県内各地で普及啓発の取組やSNS等様々な媒体を活用した効果的な広報活動等を展開するほか、被害者支援を考える月間（11月）における被害者支援フォーラムや巡回パネル展、支援従事者への功労者表彰を行うなど、関係機関・団体と連携し、県民や事業者への広報啓発の取組を推進します。	県民生活・環境部 警察本部

施策の柱2 損害回復・経済的支援等への取組

基本的施策4 日常生活の支援及び配慮（第15条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、ある日突然、事件や事故に遭い、犯罪等による直接的な被害に加え、精神的なショックや身体的な不調のほか、警察や裁判所等における複雑な手続への対応など様々な問題に直面し、日常生活を維持することが困難になることも多くあります。

このため、犯罪被害者等が被害前の平穏な生活に少しでも近づけるよう、日常生活を支えるためのきめ細やかな支援や様々な配慮が求められています。

<施策の方向>

犯罪被害者等が、生活を再構築し、安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害等の状況や置かれている立場など、それぞれの実情に応じた生活支援や精神的負担の軽減、人権への配慮等、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆主に身体犯又は交通事故事件の被害者等を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
64 (7)	指定被害者支援要員による支援〔再掲〕	身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、指定被害者支援要員として指定を受けた警察官が付添い、要望や心配事の聴取、被害者のニーズに応じた各種支援制度の説明、関係機関等の紹介などの支援活動を行います。	警察本部
65 (6) (46) (55)	犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター)	警察本部
66 (60)	早期援助団体に対する被害者等情報の提供〔再掲〕	警察から犯罪被害者等早期援助団体へ被害者等に関する情報を提供することにより、被害者が必要とする支援への速やかな対応や、被害状況を繰り返し説明することによる被害者の精神的負担軽減を図ります。	警察本部
67	警察職員によるカウンセリング制度の運用	被害者等の精神的被害の回復のため、警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）が、カウンセリングや捜査手続への付添い等を行います。	警察本部
68 (9)	死傷者多数事案発生時における支援〔再掲〕	死傷者が多数に及ぶ事案が発生し、管轄所属の指定被害者支援要員だけでは被害者等支援活動が十分にできないおそれがあるときに、指定被害者支援要員を効果的に運用し、組織的・総合的な支援活動を行います。	警察本部
69 (12)	捜査情報の適切な提供〔再掲〕	被害者連絡制度により、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、捜査状況等を連絡し、被害者の要望やニーズに沿った情報提供等を行うことにより、被害者の二次的被害や精神的負担軽減を図ります。	警察本部

◆性被害の被害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
70 (26) (49) (56)	性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	県民生活・環境部
71 (27)	性犯罪被害者等への支援〔再掲〕	性犯罪捜査及び被害者支援に適性を有する警察官を「性犯罪指定捜査員」と指定し、性犯罪被害者から事情聴取等を適切に行うことにより、性犯罪被害の潜在化の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携・調整を行います。	警察本部

◆少年の被害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
72 (16)	被害少年の保護対策〔再掲〕	県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンター、少年課にいじめ対策係を設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。	警察本部

◆ひとり親家庭を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
73 (35)	ひとり親家庭等の自立に向けた支援〔再掲〕	経済的・精神的に厳しい状況にあり、個々人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。	福祉保健部
74	ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付します。	福祉保健部

基本的施策5 居住の安定（第17条関係）

＜現状と課題＞

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったことや、加害者に自宅を知られたため再被害のおそれがあるなどの理由から、引き続き自宅に居住することが困難になったり、一時的に自宅から別の場所へ避難するため、ホテル等の宿泊施設を使用せざるを得ない場合があります。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が中長期的に居住可能な住居や一時的な避難場所を確保するための様々な支援が求められています。

＜施策の方向＞

犯罪被害者等が、犯罪被害の影響により、これまで住んでいた住居に引き続き居住することが困難になった場合、それぞれの状況に応じ、住居や一時避難場所が確保できるよう、必要な施策を推進します。

＜具体的施策＞

◆住居の確保に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
75	県営住宅における犯罪被害者等の優先入居等	県営住宅の入居者選考において、犯罪被害者等及びDV被害者を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。	土木部
76	居住支援協議会及び居住支援法人による賃貸住宅への入居支援	居住支援協議会及び居住支援法人により、犯罪被害者等及びDV被害者の住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援を行います。	土木部
77	ハウスクリーニング費用公費支出制度の運用	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、遺族等が引き続き居住するためにハウスクリーニングが必要な場合に、清掃に要する費用を負担します。	警察本部
78	未成年後見人に関する支援制度の運用	経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人の確保を図るため、後見人への報酬を支払います。	福祉保健部

◆一時的避難場所の確保に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
79	一時避難場所公費負担制度の運用	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、引き続き居住することが困難な場合や加害者から危害を加えられるおそれがあるなど、被害直後に一時的に避難する必要がある場合に、宿泊施設の宿泊料を負担します。	警察本部
80 (22)	ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策〔再掲〕	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出し等の支援・保護対策を行います。	警察本部
81 (54)	DV被害者の支援体制の強化〔再掲〕	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係者資質向上事業（配偶者暴力防止連絡会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。	福祉保健部
82 (15)	児童虐待に関する相談及び一時保護〔再掲〕	児童虐待に係る相談業務（市町村への情報提供・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）及び被虐待児の一時保護を行います。	福祉保健部
83 (21)	女性福祉相談所における相談及び一時保護〔再掲〕	夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じます。 また、相談所内に設置される一時保護所で、要保護女子及び暴力被害者を一時保護します。	福祉保健部

84	婦人保護施設 「あかしや寮」 における一時保護	婦人保護施設「あかしや寮」において、要保護女子の保護更生及び暴力被害者の保護のため、要保護女子等を収容保護し、その自立を支援します。	福祉保健部
85	母子生活支援施設扶助 制度の運用	母子福祉の向上を図るため、母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担します。	福祉保健部

基本的施策6 雇用の安定（第18条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、突然の犯罪等による心身の被害に加え、捜査への協力や裁判への出廷など様々な対応を余儀なくされることにより、従前のように仕事ができなくなり、雇用関係の維持に支障を来すことも少なくありません。さらに、犯罪被害者等が新たに職に就こうとしても、被害による様々な負担から困難になることもあります。

このため、犯罪被害者等に対する就労支援の推進や、事業者による被害者への十分な理解・配慮が求められています。

<施策の方向>

犯罪被害者等の現状や就労における犯罪被害者等支援の必要性について、事業者の理解が広がるよう、必要な施策を推進するとともに、犯罪被害者等の就労支援に必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆雇用全般に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
86 (37)	個別労働関係紛争の解決促進に向けた取組〔再掲〕	個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、新潟、長岡、上越の各労働相談所において、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供等を行います。	産業労働部
87	離職者の就労に向けた職業訓練	離職者を対象に、円滑な再就職を促進するため、公共職業訓練を実施します。	産業労働部

◆若者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
88 (38)	若年者の就労に向けた支援〔再掲〕	県、ハローワークが一体となって、情報提供や職業能力開発からキャリアコンサルティング、職業紹介など総合的な就職支援を行う若年者ワンストップサービスセンター「若者しごと館」を設置し、犯罪等の被害に遭った若年者を含め若年者の就職を支援します。	産業労働部
89 (39)	若年者の就労に向けた情報提供〔再掲〕	若者の就業・就職を応援する県内企業（ジョブカフェカンパニー）の情報をウェブサイトにて公開し、若年者の県内就職による定住促進を図ります。	産業労働部
90	若年者の就労に向けた職業訓練	学卒者・若年求職者を対象に、地域産業に貢献できる技能者の養成と若者の安定雇用を図るため、公共職業訓練を実施します。	産業労働部

◆ひとり親家庭を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
91 (35) (73)	ひとり親家庭等の自立に向けた支援〔再掲〕	経済的・精神的に厳しい状況にあり、個々人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。	福祉保健部
92 (74)	ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用〔再掲〕	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付します。	福祉保健部
93 (36)	ひとり親家庭等の就業等に向けた支援〔再掲〕	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、専門の相談員による就労支援及び相談、情報提供等による養育費取得支援を行います。	福祉保健部

基本的施策7 経済的負担の軽減（第19条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、被害直後から長期にわたり、医療費や葬儀費用、裁判費用などの予期しない様々な経済的負担を強いられるほか、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となり、収入が減少したり、職を失ってしまうなどにより、経済的な困窮に陥る場合があります。

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のそれぞれの実情に応じた支援施策が求められています。

<施策の方向>

犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、関係機関・団体等と連携し、経済的支援施策の充実に努めるとともに、利用可能な経済的支援制度に関する情報の提供や利用の助言等を行うなど、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆生活の再建に資するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
94	犯罪被害給付制度の運用	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族や重大な被害（重症、障害）を受けた犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金を支給します。 （制度：国、申請先：公安委員会、申請窓口：警察）	警察本部
95	生活福祉資金の貸付け支援	所得の少ない世帯、障害者のいる世帯及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付けを行います。（実施主体：新潟県社会福祉協議会）	福祉保健部

◆医療費に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
96	医療費等支出制度の運用	犯罪被害を受け、医療機関を受診した際の診察料等について、公費負担します。	警察本部
97	カウンセリング費用等公費支出制度の運用	犯罪被害者等が精神科医等の診察を受けた際の費用や臨床心理士等のカウンセリングを受けた際の費用について、公費負担します。	警察本部
98	自立支援医療（精神通院医療）制度の運用	PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担します。	福祉保健部

◆裁判費用に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
99 (3)	被害回復等のための援助に関する情報の提供〔再掲〕	被害者等が、弁護士等の専門的知識・技能を有する者の援助を適切に受けることができるよう、「弁護士紹介制度」、「法律援助制度」、「民事法律扶助制度」等の情報の提供に努めます。	県民生活・環境部 警察本部

◆居住費用に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
100 (79)	一時避難場所公費負担制度の運用〔再掲〕	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、引き続き居住することが困難な場合や加害者から危害を加えられるおそれがあるなど、被害直後に一時的に避難する必要がある場合に、宿泊施設の宿泊料を負担します。	警察本部

101 (22) (80)	ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策〔再掲〕	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出し等の支援・保護対策を行います。	警察本部
102 (77)	ハウスクリーニング費用公費支出制度の運用〔再掲〕	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、遺族等が引き続き居住するためにハウスクリーニングが必要な場合に、清掃に要する費用を負担します。	警察本部

◆就学費用に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
103	私立高校生等に対する就学支援	私立高校生等に対して授業料に係る支援金を支給します。	総務管理部
104	私立高等学校等奨学のための支援	私立高等学校に通う生徒がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。	総務管理部
105	私立高等学校等学費軽減に向けた支援	私立高等学校等が行う低所得世帯の学費を軽減するため、入学金・授業料・施設整備費等の補助を行います。	総務管理部
106 (40)	私立専門学校生への支援〔再掲〕	経済的理由により修学が困難な私立専修学校生に対して、経済的支援（授業料の一部を支援）及び修学支援（就学支援アドバイザーを学校へ派遣し個別相談等を実施）を行います。	総務管理部
107	県立高校生等に対する就学支援	一定の所得未満世帯の高校生等に対して、授業料を充当する就学支援金を支給します。	教育庁
108	県立学校授業料等減免制度の運用	経済的な理由により、県立学校の入学科及び授業料の納入が困難な場合に、その全額又は半額を免除します。	教育庁
109	県立高校生等に対する奨学のための支援	高校生等がいる低所得者世帯に対し、授業料以外の教育に係る経費の負担軽減を図るため、就学給付金を支給します。	教育庁
110	修学困難者への奨学金貸与制度の運用	経済的理由により修学が困難な高校生等に対して、奨学金を貸与します。	教育庁

◆その他費用に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
111	司法解剖に伴う公費負担制度の運用	犯罪被害者の司法解剖に伴う死体検案書作成費用、遺体搬送費用及び遺体修復費用について、公費負担します。	警察本部
112	制服購入費用等公費負担制度の運用	犯罪の被害により、制服等が破損等したため必要となる購入費用等を公費負担します。	警察本部

◆見舞金等の支給に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
113	市町村が支給する犯罪被害者等見舞金への補助	犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は重傷病を負われた方に、地域が寄り添う姿勢を示し心の支えとなることは、被害者等の早期の立ち直りにつながることから、被害者等に対し、地域が寄り添う姿勢を示すため、市町村が支給した見舞金に対して県がその一部を補助します。	県民生活・環境部
114	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	日本国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対し国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対し国外犯罪被害障害見舞金を支給します。（制度：国、申請先：公安委員会、申請窓口：警察）	警察本部
115	交通遺児等に対する支援	父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対して、見舞一時金や入学・卒業祝金等の給付や激励及び交流事業を行います。 （実施主体：公益財団法人新潟県交通遺児基金）	県民生活・環境部

◆性犯罪の被害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
116 (26) (49) (56) (70)	性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	県民生活・環境部
117 (28)	性犯罪被害に関する相談対応〔再掲〕	全国共通電話番号（#8103／ハートさん）により、性犯罪被害に関する電話相談を受けます。また、フリーダイヤルにより、相談者の経済的負担の軽減を図ります。	警察本部

◆暴力団等からの被害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
118 (30)	暴力団犯罪被害者への支援〔再掲〕	暴力団員による不当行為の防止と被害救済を図るため、暴力団員に関する相談対応及び弁護士相談費用の助成等の被害者救済を行います。 （実施主体：新潟県暴力追放運動推進センター）	警察本部

◆ひとり親家庭を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
119	児童扶養手当扶助費支給制度の運用	父又は母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者へ手当を支給します。	福祉保健部
120	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の運用	配偶者のない女子又は配偶者のない男子で児童を扶養しているもの及び寡婦等に対して、必要な資金の貸し付けを行います。	福祉保健部
121 (85)	母子生活支援施設扶助制度の運用〔再掲〕	母子福祉の向上を図るため、母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担します。	福祉保健部
122 (78)	未成年後見人に関する支援制度の運用〔再掲〕	経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人の確保を図るため、後見人への報酬を支払います。	福祉保健部
123 (35) (73) (91)	ひとり親家庭等の自立に向けた支援〔再掲〕	経済的・精神的に厳しい状況にあり、個々人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。	福祉保健部
124 (74) (92)	ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用〔再掲〕	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付します。	福祉保健部
125 (36) (93)	ひとり親家庭等の就業等に向けた支援〔再掲〕	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、専門の相談員による就労支援及び相談、情報提供等による養育費取得支援を行います。	福祉保健部
126	ひとり親家庭等の医療費助成制度の運用	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成します。	福祉保健部

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

基本的施策8 心身に受けた影響からの回復（第14条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残る看護や介護が必要となるなど、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実直面し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠やめまいなど、様々な心身の変調が、被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。

このような状況にある犯罪被害者等に対して、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。

<施策の方向>

犯罪被害者等が、心理的外傷や心身に受けた影響など、犯罪等による身体的・精神的な被害から回復できるよう、それぞれの心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供するため、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆心身の被害全般に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
127 (26) (49) (56) (70) (116)	性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	県民生活・環境部
128 (27) (71)	性犯罪被害者等への支援〔再掲〕	性犯罪捜査及び被害者支援に適性を有する警察官を「性犯罪指定捜査員」と指定し、性犯罪被害者から事情聴取等を適切に行うことにより、性犯罪被害の潜在化の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携・調整を行います。	警察本部
129 (113)	市町村が支給する犯罪被害者等見舞金への補助〔再掲〕	犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は重傷病を負われた方に、地域が寄り添う姿勢を示し心の支えとなることは、被害者等の早期の立ち直りにつながることから、被害者等に対し、地域が寄り添う姿勢を示すため、市町村が支給した見舞金に対して県がその一部を補助します。	県民生活・環境部
130 (126)	ひとり親家庭等の医療費助成制度の運用〔再掲〕	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成します。	福祉保健部
131	里親制度の運用	児童福祉法に基づき、家庭で生活ができなくなった子どもたちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える里親のもとで生活できるよう、支援を行います。	福祉保健部
132	地域格差のない迅速適切な救急医療の提供	地域格差のなく迅速適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、メディカルコントロール体制の充実に努めます。	福祉保健部

133	救急医療に連動した精神的ケアのための体制の確保	救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図ります。	福祉保健部
134 (29)	妊娠電話相談窓口 〔再掲〕	平日日中は保健所において相談に対応しているほか、夜間の相談窓口として「にいがた妊娠テレフォン〜揺れるあなたへ〜」を開設しており、緊急避妊の方法等に関する情報提供も行います。	福祉保健部
135 (34) (50)	高次脳機能障害者への支援 〔再掲〕	犯罪被害者等を含め、高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害に関する相談の対応、家族教室の開催、関係職員研修、理解を広げるための普及啓発を行います。	福祉保健部

◆身体的被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
136 (96)	医療費等支出制度の運用 〔再掲〕	犯罪被害を受け、医療機関を受診した際の診察料等について、公費負担します。	警察本部

◆精神的被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
137 (67)	警察職員によるカウンセリング制度の運用 〔再掲〕	被害者等の精神的被害の回復のため、警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）が、カウンセリングや捜査手続への付添い等を行います。	警察本部
138 (97)	カウンセリング費用公費支出制度の運用 〔再掲〕	犯罪被害者等が精神科医等の診察を受けた際の費用や臨床心理士等のカウンセリングを受けた際の費用について、公費負担します。	警察本部
139 (16) (72)	被害少年の保護対策 〔再掲〕	県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンター、少年課にいじめ対策係を設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。	警察本部
140 (98)	自立支援医療（精神通院医療）制度の運用 〔再掲〕	PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担します。	福祉保健部
141 (17)	スクールカウンセラー制度の運用 〔再掲〕	児童生徒等の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒や保護者も含め、児童生徒や保護者、教職員に対する心のケアや相談への助言・支援を行います。	教育庁
142 (18)	スクールソーシャルワーカー制度の運用 〔再掲〕	児童生徒の犯罪等の被害を含めた問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、相談への指導・助言や家庭及び児童相談所、医療・福祉・警察等関係機関との連携等を行います。	教育庁
143 (20)	不登校児童に対する支援 〔再掲〕	犯罪等の被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的支援を行います。	教育庁

基本的施策 9 安全の確保（第 16 条関係）

＜現状と課題＞

犯罪被害者等は、犯罪被害が発生した後も、同じ加害者から再び被害等を加えられるのではないかと、との恐怖や不安を抱きながらの生活を余儀なくされることがあります。また、被害者に関する個人情報適切に取り扱われなかった場合には、さらに再被害のおそれが高まるなどの問題が生じる可能性もあります。

このため、犯罪被害者等の不安を軽減し、安全を確保するための様々な取組が求められています。

＜施策の方向＞

犯罪被害者等が二次的被害や再被害に遭わないよう、一時保護や入所施設による保護、防犯に関する指導や助言を行い、また、犯罪被害者等の個人情報を適切に取り扱うなど、犯罪被害者等の安全を確保するために必要な施策を推進します。

＜具体的施策＞

◆安全の確保を要する被害者全般を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
144 (14)	再被害防止に向けた保護対策〔再掲〕	犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することを目的に、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護措置を講じます。	警察本部
145 (79) (100)	一時避難場所公費負担制度の運用〔再掲〕	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、引き続き居住することが困難な場合や加害者から危害を加えられるおそれがあるなど、被害直後に一時的に避難する必要がある場合に、宿泊施設の宿泊料を負担します。	警察本部
146	110 番緊急通報システム登録の運用	配偶者からの暴力事案やストーカー事案の被害者等に関する情報を事前に通信指令システムに登録し、登録者から 110 番通報を受理した場合、即座に登録内容を自動表示させ迅速に対応することにより、再被害を未然に防止します。	警察本部
147 (13)	犯罪被害者等への訪問・連絡活動〔再掲〕	犯罪被害者等の要望に基づき地域警察官が住居地を訪問し、被害回復や被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取します。	警察本部
148 (12) (69)	捜査情報の適切な提供〔再掲〕	被害者連絡制度により、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、捜査状況等を連絡し、被害者の要望やニーズに沿った情報提供等を行うことにより、被害者の二次的被害や精神的負担軽減を図ります。	警察本部
149	適切な報道発表	犯罪被害者等の個人情報に関する報道について、プライバシーの保護、被害者の実名を発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに、被害者等の人権や安全に配慮した適切な発表内容となるように配慮します。	警察本部
150	行方不明者の早期発見に向けた取組	行方不明者の早期発見に向け、迅速かつ広範囲な捜索及び情報収集を実施します。	警察本部

◆暴力団等からの被害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
151 (31)	暴力団等からの保護対策〔再掲〕	暴力団等からの危害の未然防止を図り、保護対象者の安全を確保するため、身辺警戒員による保護対策やパトロールを実施するほか、必要に応じて携帯型緊急通報装置の貸出しを行います。	警察本部

◆女性、DV 被害者、ストーカー被害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
152 (21) (83)	女性福祉相談所における相談及び一時保護〔再掲〕	夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じます。 また、相談所内に設置される一時保護所で、要保護女子及び暴力被害者を一時保護します。	福祉保健部
153 (84)	婦人保護施設「あかしや寮」における一時保護〔再掲〕	婦人保護施設「あかしや寮」において、要保護女子の保護更生及び暴力被害者の保護のため、要保護女子等を収容保護し、その自立を支援します。	福祉保健部
154 (54) (81)	D V 被害者の支援体制の強化〔再掲〕	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係者資質向上事業（配偶者暴力防止連絡会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。	福祉保健部
155 (22) (80) (101)	ストーカー・D V 被害者等に対する支援・保護対策〔再掲〕	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出し等の支援・保護対策を行います。	警察本部

◆子どもを対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
156 (15) (82)	児童虐待に関する相談及び一時保護〔再掲〕	児童虐待に係る相談業務（市町村への情報提供・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）及び被虐待児の一時保護を行います。	福祉保健部
157 (51)	児童虐待事案における関係機関による連携〔再掲〕	児童虐待事案の情報共有や連携を図り、再被害の防止に努めるほか、相互の職員や学校関係機関等を含めた合同訓練・研修を実施し、児童虐待事案への対応能力向上を図ります。	福祉保健部 警察本部
158 (16) (72) (139)	被害少年の保護対策〔再掲〕	県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンター、少年課にいじめ対策係を設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。	警察本部
159 (78) (122)	未成年後見人に関する支援制度の運用〔再掲〕	経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人の確保を図るため、後見人への報酬を支払います。	福祉保健部
160	子どもへの暴力的性犯罪の再犯防止に向けた取組	13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を行うほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努めます。	警察本部

◆高齢者、障害者を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
161 (24) (52)	高齢者虐待防止に向けた取組〔再掲〕	高齢者虐待防止・対応及び権利擁護の円滑な実施を支援するため、市町村の取組（専門職員等による高齢者虐待に関する相談対応、高齢者の保護や養護者との分離、財産上の不当取引による被害防止等）への助言や情報提供の他、養介護施設従事者等向けの研修や関係機関との連携協力体制の整備を行います。	福祉保健部
162 (25) (53)	障害者虐待防止に向けた取組〔再掲〕	障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を行います。	福祉保健部

施策の柱 4 理解増進・気運醸成への取組

基本的施策 10 県民等の理解の増進（第 20 条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができ、その上で県民や事業者の理解・協力は不可欠です。しかしながら、犯罪被害は自分とは関係がないと思われることが多く、さらに、県内での犯罪被害において SNS 等による誹謗中傷や報道機関等による過剰な取材などの二次的被害も発生するなど、犯罪被害者等への理解は必ずしも十分に浸透しているとは言えないのが現状です。

このような状況を改善するため、被害者支援の必要性や重要性について理解を深め、支援に向けた気運が高まるよう、広報・啓発等を一層強化していく必要があります。

<施策の方向>

関係機関・団体等と連携し、インターネットや SNS の普及にも配慮しつつ、様々な機会や媒体を通じて広報活動や啓発活動、教育活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などについて県民や事業者の理解増進が図られるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆県民等全般を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
163 (63)	理解促進に向けた広報啓発の実施〔再掲〕	犯罪被害者等の現状や、被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動について周知等を図るため、県内各地で普及啓発の取組や SNS 等様々な媒体を活用した効果的な広報活動等を展開するほか、被害者支援を考える月間（11 月）における被害者支援フォーラムや巡回パネル展、支援従事者への功労者表彰を行うなど、関係機関・団体と連携し、県民や事業者への広報啓発の取組を推進します。	県民生活・環境部 警察本部
164	個人情報の保護に配慮した情報提供	犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずるきっかけとなるよう、情報提供を行います。	警察本部
165 (149)	適切な報道発表〔再掲〕	犯罪被害者等の個人情報に関する報道について、プライバシーの保護、被害者の実名を発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに、被害者等の人権や安全に配慮した適切な発表内容となるように配慮します。	警察本部

◆主に若年層を対象とするもの

No.	施策名	施策の概要	所管
166	命の大切さを学ぶ教室の開催	中学・高校生、大学、地域団体等を対象に、被害者遺族による講演又は県警犯罪被害者支援室員による被害者遺族の手記朗読や DVD 上映することで、命の大切さなどへの理解を深め、被害者の現状や支援の取組等を知ることにより、被害者を思いやる意識の醸成や罪を犯してはならないという規範意識の向上に努めます。	県民生活・環境部 警察本部

167	被害者支援学生ボランティアとの広報活動等の実施	県内の学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等の参加機会の提供や意見交換等を行うことにより、若年層の意識向上や地域全体の気運醸成を図ります。	警察本部 県民生活・環境部
168	学校における犯罪被害者等支援に関する教育	学校における人権教室や非行防止教室、生命の尊さを学び生命を大切にする教育等において、犯罪被害者等の現状や犯罪被害者等支援の重要性の理解や、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育に取り組みます。	教育庁

◆交通事故の被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
169	交通事故の実態等の周知による県民理解の増進	交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表し、交通事故の実態やその悲惨さを周知し、犯罪被害者等支援に関する理解の増進を図ります。	警察本部

◆性被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
170 (26) (49) (56) (70) (116) (127)	性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	県民生活・環境部

◆DV被害に関するもの

No.	施策名	施策の概要	所管
171 (54) (81) (154)	DV被害者の支援体制の強化〔再掲〕	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係者資質向上事業（配偶者暴力防止連絡会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。	福祉保健部
172	DV予防に向けた啓発の強化	DV予防啓発の推進にあたり、特に若年層に対するデートDV予防に重点をおいた啓発を実施することにより、DV予防啓発を強化するとともに、リーフレット等の配布により、DVに関する相談機関の周知を図ります。	福祉保健部

基本的施策 11 被害者支援を考える月間（第 23 条関係）

<現状と課題>

本県ではこれまで、国が定める「犯罪被害者週間」（犯罪被害者等基本法の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）に合わせて広報活動やイベント等を実施するなど、犯罪被害者等支援の普及啓発に努めてきました。

こうした中、被害者支援への県民等の理解増進に向けて一層の取組が求められる本県において、特に、県土が広く、離島も有するなどの地理的条件等も踏まえ、より長い期間を設けて、県内全域で集中的・重点的な取組を推進する必要があります。

<施策の方向>

新潟県犯罪被害者等支援条例（令和 3 年 4 月 1 日施行）において、毎年 11 月が本県における「被害者支援を考える月間」と定められたことから、当該期間中、市町村や関係機関等と連携し、これまでの取組に加え、県内各地で集中的・効果的に広報啓発活動等を展開し、犯罪被害者等支援への理解や関心が県内全域に浸透するよう、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

No.	施策名	施策の概要	所管
173	巡回パネル展の実施	県民を対象に、犯罪被害者等支援条例の概要、犯罪被害者等の現状、民間支援団体の取組等を紹介したパネル展示を、市町村と連携・協力し県内を巡回して実施します。	県民生活・環境部
174	地域で開催される各種イベントや行事等での周知	各警察署を通じ、地域で開催される各種イベントや行事等において、犯罪被害者等支援に関するチラシを配布するなど、周知・啓発活動を実施します。	警察本部
175	被害者支援フォーラムの開催	県民を対象に、県、県警、公益社団法人にいがた被害者支援センターが共催で被害者支援フォーラムを開催し、犯罪被害者遺族による講演等を行い、県民における犯罪被害者等の現状と犯罪被害者等支援の必要性への理解の促進を図ります。	県民生活・環境部 警察本部
176	被害者支援講演会の開催	犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等における職員を対象に、犯罪被害者等の現状への理解や犯罪被害者等支援に関する知識をさらに深めるために、犯罪被害者遺族や犯罪被害者等支援に関する有識者等による講演会を実施します。	県民生活・環境部 警察本部
177	県被害者支援連絡協議会定期総会の開催	県内における犯罪被害者等支援に関わる機関・団体等を会員とした県被害者支援連絡協議会の総会を開催し、相互の情報共有と連携の強化を図ります。	警察本部
178	時期が重なる同種事業と連携した周知・啓発の実施	より広く、さまざまな機会を捉え県民に周知するため、同時期に重点的に広報を行う犯罪被害者等施策と連携・協力した周知・啓発を実施します。	県民生活・環境部

基本的施策 12 表彰（第 24 条関係）

<現状と課題>

本県における犯罪被害者等への様々な支援施策を推進する上で、個人や団体等によるボランティア活動や事業者等による社会貢献活動などの取組は不可欠であり、犯罪被害者やご家族にとって、何より大きな支えとなっています。

このような支援従事者等の日々の献身的な活動に対して、心からの敬意を表し、これまでの労苦に報いるとともに、その取組を広く県民に周知することにより、犯罪被害者等支援に関する理解が広がるよう、推進する必要があります。

<施策の方向>

本県において、長年、犯罪被害者等支援に従事された方々などの功績に敬意を表し、支援従事者等の活動意欲の高揚や支援団体等の知名度・信頼度の向上を図るとともに、犯罪被害者等支援の輪が広がるよう、犯罪被害者等支援の充実に尽力した個人や団体等を知事名で顕彰します。

<具体的施策>

No.	施策名	施策の概要	所管
179	支援功労者の表彰	犯罪被害者等支援に尽力した個人・団体等を知事名で表彰し、これまでの功績に対して敬意を表することにより、支援従事者等の意欲の高揚や知名度の向上を図ります。 併せて、支援功労者の活動内容等を広く県民へ周知することにより、県内全域で被害者支援の輪が広がるよう、ボランティア人材等の確保や犯罪被害者等支援への県民理解の増進を図ります。	県民生活・環境部

